

税理士 団体保障

— 災害割増特約付きの生命保障 —

「税理士団体保障」と「団体介護保障」セットの加入で
保障の幅を広げましょう!

特長

1

加入範囲が選べる

税理士本人、配偶者のみ、特定の職員のみなどの加入など、
全員加入ではないので加入範囲を自由に選べます。

特長

2

負担金振替口座が選べる

負担金振替口座は法人(事務所)名義でも、税理士個人の
口座でも、被保険者個人の口座でも可能です。

特長

3

死亡保険金受取人が選べる

死亡保険金受取人は親や配偶者、子供でも、事務所受取
でも自由に指定でき、途中での変更も可能です。



お知らせ

所定の感染症に「新型コロナウイルス感染症」が追加されました

(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定めるものに限ります。)

「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡等の支払事由に該当した場合
(医師の診断書を必要とします)には、災害保険金等のお支払いの対象とします。

▶ 詳しくは税理士団体保障のパンフレットをご覧ください。

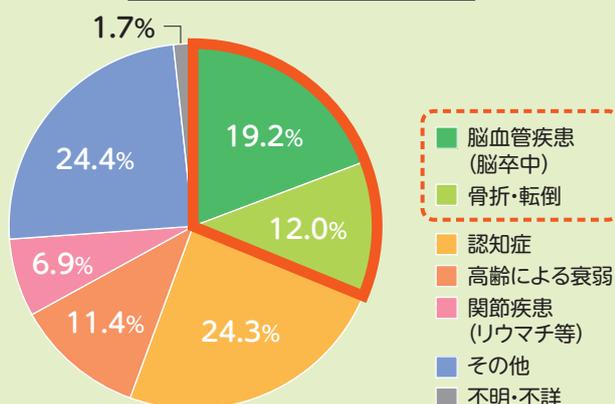
\\ まだご加入でない方はこの機会にぜひご検討ください! //

団体介護保障

— 加入のおすすめ —

＼ご存知ですか？ こんな気になるデータ／

要介護者(要介護1～5)の原因



出典:厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

約3割が脳血管疾患や骨折・転倒などの「ある日突然型」です。

「ある日突然」の出来事は誰にでも起こり得る事で、若い方も他人事ではありません。



介護に必要と考えられる費用

初期費用

平均

242万円

手すり設置など住宅改修や
介護ベッドなどの購入

毎月の費用

平均

16.6万円

介護用品の購入など
公的介護保険サービス
利用費の自己負担分を含む

出典:(公財)生命保険文化センター

平成30年度「生命保険に関する全国実態調査」

※必要と考えられる介護の費用については個人差があります。

介護が必要となる期間

特定の16疾病※で要介護(要支援)状態になった
40歳～64歳の方(第2号被保険者)の必要平均期間



出典:(公財)生命保険文化センター

平成30年度「生命保険に関する全国実態調査」

※パンフレットP1をご参照ください。

介護に備える**団体介護保障**を是非ご検討ください!

特長

1

税理士本人だけでなく、配偶者、本人・配偶者の実父母も加入できます!

(新規加入可能年齢は、税理士本人・配偶者は**70歳**まで、親は**85歳**まで!)

特長

2

公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定、または引受保険会社所定の要生活介護状態が180日継続した場合に生活介護保険金が受け取れます!

特長

3

生活介護保険金は一時金または年金の受け取りが可能です!

※親介護特約は一時金受取のみとなります。